

令和3年8月27日

岩出市教育委員会 様

岩出市教育委員会評価委員会  
委員長 松田 晃作

令和3年度 教育委員会事務事業評価に関する意見書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、私たち評価委員は教育委員会の委嘱を受け、令和3年7月30日及び令和3年8月27日の2回にわたり評価委員会を開催した。

評価対象事業は、第2次岩出市長期総合計画の「活力あふれるまち ふれあいのまち」に位置づけられ、教育委員会が作成した令和2年度49事業の内容及び評価について事務局からの説明を受け、質疑応答を行い、その結果を踏まえ評価委員会の意見を取りまとめた。

自己評価は、「期待どおり」の事業が多いが、新型コロナウイルス感染症の影響で予定通り実施できなかった事業があり、「やや下回る」と自己評価されているものが計12事業あった。コロナ禍という初めての経験の中で戸惑いもあったと推測されるが、規模縮小や代替案で実施された事業もあり、努力や工夫が見られる事業も多くある。総合評価として課題や今後の対応並びに市教育委員会の方向性等が示されている。コロナ禍は令和3年度もつづいているが、この経験を生かし更なる改善に向けた取組を求めるものである。

教育総務課では、コロナ禍においても感染防止対策の徹底を行った上で児童・生徒が安全で安心な学校生活を送ることができる教育・学習環境の整備と充実をお願いしたい。特に、唯一、計画前倒して整備された1人1台端末を含むICT機器を活用した授業展開が早期に実現し、子供たち一人ひとりの力を保障し伸ばしていけるよう、教職員の研修を進め、常に改善に努められたい。また、下水道への接続とトイレの改修、校舎の老朽化に伴う長寿命化も踏まえた改修など、引き続き計画的に整備していただきたい。

さらに、コミュニティスクールの取組がどの学校でも活性化し、家庭・地域と連携しながら地域とともにある学校づくりを推進するよう努められたい。

生涯学習課では、コロナ禍においても引き続き青少年の見守り活動や啓発活動など、まずできることから積極的に進められたい。

公民館事業においては、市民ニーズに沿った内容を検討し、新たな教室を取り入れるなど積極的な取組を行い、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図られたい。

また、スポーツ少年団及び体育協会の会員数が減少傾向にあるため、スポーツ離れに歯止めをかけられるよう、引き続き体験教室などの充実に努められると同時に施設においても安全かつ快適に利用できるよう点検・整備の充実に努めていただきたい。

国民文化祭事業については、根来「一乗閣」で（現代詩）と（俳句）が実施される予定だが、全国からの来場が見込まれるため、市文化祭と同様、新型コロナウイルス感染防止対策を十分講じたうえで、盛り上げていただきたい。

岩出図書館では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍での読書環境の整備を積極的に行っている。

今後も、市民が安全に安心して図書館を利用できるよう対策を取り、それを広く周知することによって、利用促進に繋げられたい。

また、新型コロナウイルスの影響により、特に子供の来館自粛傾向が強いので、学校・保育所・子育て関係機関等と連携して安心・安全な図書館であることや電子図書館についての周知を行うとともに、魅力のある資料収集やイベントを行い、子供の読書活動の推進に努められたい。

民俗資料館では、道の駅「ねごろ歴史の丘」周辺施設の一つであり、集客が本市の観光振興の一翼を担うことから、引き続き、展覧事業の内容や広報活動の充実に努められたい。また、本館は、岩出市の歴史・文化などについて学習する施設として、学校と連携して出前授業を行うなど積極的な取組をお願いしたい。

前述のとおり、岩出市教育委員会では、2課2館が連携しながら、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を目指して諸施策を実施されている。第2次岩出市長期総合計画の計画期間満了の年に実施された各事業の評価については、PDCAサイクルがより明確なものとなり、令和3年度からの10年間を見据えた第3次岩出市長期総合計画に繋がるよう期待するものである。

以上、岩出市教育行政のさらなる充実・発展を願いつつ意見書とする。

なお、個別の事務事業についての主な意見は、以下のとおりである。

## 教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

事業区分	主 な 意 見	
心豊かな 人が育つ まち	<p>学校環境の充実（教育環境の充実）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いわでアスリートクラブ事業については、コロナ禍でも参加率が過去最高を記録するなど努力されている。コロナ禍での子供の運動不足解消の一助となっている。</li> <li>○ 適応指導教室事業については、学校に戻れる生徒も出てきているなど成果が見られる。個別の状況に的確に対応して、引きこもりの解消に努められたい。</li> <li>○ 小・中学校施設改修事業については、公共下水道への接続と併せてトイレの乾洋式化にも計画的に進められたい。</li> <li>○ 紀の国緑育推進事業は、コロナ禍で一部の小学校でしか森林体験を実施できなかったが、工夫して実施できるよう検討していただきたい。</li> <li>○ 外国青年招致事業については、小学校の子供も学校も新しいALTが来ることを心待ちにしているので、早く入国できるよう派遣元との情報交換を密にしていきたい。</li> <li>○ 教育情報化推進事業については、校内LANや1人1台パソコンの導入が年度内にできて良かった。今後は、導入された機器の積極的な活用が推進されるよう指導助言に努められたい。</li> </ul>
	<p>学校環境の充実（学力の向上）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍において、先進校視察は実施できなかったが、代替研修を実施されている。今後は、オンラインにおける研修も含め先進地の実践を学べるよう工夫されたい。</li> </ul>
	<p>学校教育の充実（学校給食の充実）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食の献立については、地産地消も含め工夫されているが、さらなる安心・安全な食の提供に努められたい。</li> <li>○ 給食費の徴収については、現年度徴収率100%達成できるよう引き続き努力されたい。</li> </ul>
	<p>学校教育の充実（家庭・地域との連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コミュニティスクール事業については、コロナ禍で活動内容に制限があると推測されるが、小中8校で活動内容に差が出ないように、適切な活動支援に努められたい。</li> </ul>
	<p>健全育成のための環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯ブザーの所持は強制ではないが、児童生徒や保護者の防犯意識向上のために購入費の補助だけでなく、啓発にも力を注いでいただきたい。</li> <li>○ 中学校防災訓練や防災ジュニアリーダー育成講座については、コロナ禍においても工夫して実施されている。いつ発生するか分からない災害に備える意識の向上のためにも、引き続き生徒の育成に努められたい。</li> <li>○ 和歌山を元気にする職場体験事業については、コロナ禍においては受入事業所との関係もあり実施が困難であると思うが、代替事業を検討して生徒の職業観の育成や働くことの意義の理解に努められたい。</li> </ul>
	<p>学校教育の充実（家庭・地域との連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校支援地域ボランティア活動事業については、早期に全学校へ地域のコーディネーターやボランティアの人材確保を行うとともに引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで、学校・地域との連携強化を図られたい。</li> </ul>
	<p>健全育成のための環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年健全育成事業については、コロナ禍ではあるが、見守り活動や啓発活動など引き続きできることから積極的に進められたい。</li> </ul>

## 教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

事業区分		主な意見
生涯学習 できるまち	生涯学習の 充実	○ 公民館事業については、市民ニーズに沿った内容を検討し、新たな教室を取り入れるなど内容の充実を図るとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策に努められたい。
	生涯スポーツの 推進	○ スポーツ少年団及び体育協会助成事業については、ともに会員数が減少傾向にある中、スポーツ離れに歯止めをかけるため、引き続き体験教室の充実に努められたい。 ○ スポーツ施設運営事業については、安全かつ快適に利用できるよう点検・整備の充実を図るよう努められたい。
歴史を守り文化と 国際化を 育むまち	文化・芸術 活動の活性化	○ 国民文化祭事業については、根来（一乗閣）において「現代詩」と「俳句」が実施されるが、全国からの来場が見込まれるため、市文化祭と同様新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分講じたうえで盛り上げていただきたい。 ○ 公民館講座事業については、学習ニーズに対応したメニューを検討し、より良い事業となるよう工夫していくとともに引き続き新型コロナウイルス感染症感染防止対策に努められたい。
	歴史・伝統 文化の振興	○ 文化遺産保存活用事業については、文化遺産の状況の確認を定期的に行うとともに、文化財所有者並びに管理者との連携と適切な対応を図り、文化遺産の普及・啓発に取り組まれたい。
人権が尊重 される まち	人権尊重の 推進	○ 人権教育・啓発の推進については、人権問題の重要性を市民へ正しく認識していただけるよう講演会や啓発等を通じたうえで、さまざまな人権問題の解決の一助となるよう努められたい。
生涯学習 できるまち	図書館事業 の充実（図 書館運営事 業）	○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍での読書環境の整備を積極的に行っている。今後も、市民が安心・安全に図書館を利用できるよう対策を取り、それを広く周知することによって、利用促進に繋がられたい。
	図書館事業 の充実（子 ども読書活 動推進事 業）	○ 新型コロナウイルスの影響により、特に子供の来館自粛傾向が強いので、学校・保育所・子育て関係機関等と連携して安心・安全な図書館であることや電子図書館についての周知を行うとともに、魅力のある資料収集やイベントを実施し、子供の読書活動の推進に努められたい。
歴史を守り文化と 国際化を 育むまち	文化・芸術 活動の活性化	○ 民俗資料館も岩出図書館など他の社会教育施設と同様にコロナ禍で集客に苦労していることと思う。民俗資料館は、岩出市を訪れる多くの方が立ち寄る根来寺境内にある。展観事業の実施にあたっては、引き続き根来寺や郷土岩出の歴史・文化について多角的な視点からテーマを設定し、併せて広報活動の充実を努められたい。
	歴史・伝統 文化の振興	○ 歴史講座の実施にあたっては、市民等の参加者の方からの要望が多い郷土岩出や根来寺をテーマにしたものを実施している。今後もこのコンセプトを大切にして講座を進めてほしい。

## 岩出市教育委員会告示第1号

### 岩出市教育委員会評価等実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等の際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、長期総合計画に基づく実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

#### (評価等の実施)

第3条 各課長は、教育委員会の点検・評価シート（別記様式。以下「シート」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出されたシートに検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

#### (委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

#### (組織)

第5条 委員会は、委員3人で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

#### (委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。